

上天草市ワーケーション推進業務委託仕様書

1 業務名

上天草市ワーケーション推進業務

2 目 的

コロナ禍の中で、「働き方」や「観光」が見直されており、感染リスクが少ない自然の中で仕事ができる場所として、観光地やリゾート地で仕事をする「ワーケーション※」が注目されている。併せて、働き方や暮らしを見つめ直す機会が増え、地方への移住も増えているところである。

このような中で、本市においては、これまで観光や移住定住に向けた施策を展開しているが、依然として「働く場が無い」といった理由で、市外への流出等による人口減少が進んでいる状況である。

そこで、本市の豊かな自然、地域資源を生かした体験やアクティビティを活用しながら、「働く場」として選んでもらえるよう「ワーケーション」ができる場所としてイメージを発信するとともに、ワーケーションを通して、交流人口・関係人口を増やし、将来的な移住を含めた地域の活性化を目的に本業務を実施する。

※「ワーケーション」とは、仕事（ワーク）と休暇（バケーション）を組み合わせた造語。

3 本市のワーケーション推進業務の予定

（１） 全体計画（３カ年）

本市では、国の「地方創生推進交付金」を活用し、３カ年をかけて重点的にワーケーションの推進に取り組むこととしている。本市の食、景観、アクティビティなど、魅力的な観光コンテンツの強みを生かし、交流人口及び関係人口の増加と、その後の都市部からの移住者及び企業等の誘致につなげるため、ワーケーションに関するニーズ調査、受入れ態勢の整備、情報発信、オフィスの開設支援等を行うこととしている。

（２） 令和３年度の実施

初年度の実施として、本市の暮らし・食・観光・アクティビティ等を組み合わせたワーケーションの体験プランを造成した。また、雑誌・WEB 記事等の編集者向けのファムツアーの実施し、参加者の媒体を活用して情報発信を行った。この他、ワーケーションを行ううえでの環境や暮らし等のニーズを把握するため、都市圏をはじめとした企業等に対してニーズ調査を行った。

（３） 令和４年度の実施

令和３年度に行ったファムツアーやニーズ調査で得られた意見等を活かし、受け入れ態勢整備のための、市内の飲食店、旅館等の経営者や地域住民

等への啓発、サテライトオフィス開設に適した物件の調査・リスト化に加え、引き続き、本市の魅力を知ってもらうための情報発信やワーケーション体験・お試し移住体験を実施し、交流人口・関係人口の増加を図る。

(4) 令和5年度の取組（予定）

3年目の取組として、継続した情報発信及びワーケーション体験の実施に加え、交流人口・関係人口の増加から移住者及び企業等の誘致につなげるため、サテライトオフィス開設のための支援を行い、本格的に「上天草市で住みながら働く人」を後押しする。

4 委託期間

契約締結の日の翌日から令和5年2月末日まで

5 業務内容

記「2」を目的として次の業務を実施することとする。

- (1) 本業務の実施に当たり、記「3（3）」及び記「5（2）から（7）」を踏まえ、効率的に効果を上げる最適なスケジュールを提案すること。また、提案するスケジュールが最適であることの説明を記載すること。
- (2) ワーケーション体験・お試し移住体験の実施
熊本・福岡・東京・大阪を中心とした企業（対象：チームビルディング、研修、サークル活動など）向けのワーケーション体験・お試しの体験移住を企画し、上天草市企画政策部企画政策課（以下「主管課」という。）の承認を得たうえで実施すること。なお、時期、日数、人数、場所等についても具体的に提案すること。
- (3) ワーケーションプランの商品化
記「5（2）」を踏まえ、ワーケーションプランを整理し、主管課と協議のうえ、商品化すること。なお、商品化したワーケーションプランは、旅行代理店等に交渉し、取り扱ってもらうように努めること。
- (4) WEB等を活用した情報発信
都市圏の企業等の合宿・研修等を誘致するため、本市の食、アクティビティ、宿泊施設等のコンテンツを分かりやすく、地域ごとにまとめ、本市のワーケーションに関する情報をオンラインイベント、SNS、WEB広告、メールマガジン等を活用して情報発信すること。
- (5) 受入れ施設、住民等への啓発
市内の飲食店、旅館等の経営者や地域住民等とワーケーションの現状や課題を共有するため、ワークショップや講演会等により啓発を行うこと。なお、実施方法、回数等については、具体的に提案すること。
- (6) サテライトオフィス開設に適した物件の調査・リスト化

令和３年度に実施したニーズ調査において、サテライトオフィスでの勤務又は設置のニーズを把握できたことから、サテライトオフィス開設に適した物件を調査し、１０件程度を目標にリスト化すること。

なお、令和３年度に実施したニーズ調査は、主管課から提供する。

(７) 効果・検証に関すること

業務内容（２）から（６）で実施した内容について、反応や効果などを分析、検証して令和５年度以降、さらに効果的にワーケーションが推進できるような方法等を整理し、主管課に報告すること。

6 納入成果物

(１) 成果物

業務完了後速やかに、記「５」の業務の実績が分かる実績報告書を紙媒体１部及び電子データ一式にて提出すること。

(２) 納入先

主管課

7 検査

完了検査は、記「６（１）」の成果物により実施する。

8 特記事項

- (１) 本業務履行過程で生じた納入成果物に関し、著作権法第２７条及び第２８条に定める権利を含むすべての著作権は本市に帰属し、本市が独占的に使用するものとする。
- (２) 受託者は、本契約に関して本市が開示した情報等及び契約履行過程で生じた納入成果物に関する情報を本契約の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。
- (３) 納入される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合は、主管課が特に指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用承諾契約に係る一切の手続きを行うこと。
- (４) 受託者は、本業務の履行にあたり、本業務の全部を一括して第三者に委ねる（以下「再委託する」という。）ことはできないものとする。ただし、本業務の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本業務の一部を再委託する場合は、受託者はあらかじめ当該第三者の住所、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額について記載した書面を主管課に提出し、承認を受けなければならないこととする。
- (５) 本契約に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争

等が生じた場合は、当該紛争の要因が専ら本市の責めに帰する場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、本市は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。

- (6) 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は受託者が負担する。

9 その他

- (1) 本仕様書に記載されていない事項で、業務の目的を達成するために必要な取組みについては、主管課及び受託者が協議し実施すること。
- (2) 業務を適正かつ円滑に実施するため、主管課と受託者は常に密接な連絡を取り、疑義が生じた場合は、主管課及び受託者が協議し解決する。
- (3) 記「5」を勘案した業務スケジュール（工程表）は、契約を締結した日の翌日から起算して、14日以内に作成し提出することとし、併せて、事業概要（事業内容及び担当者等がわかるもの。）、実施体制台帳（関係団体の役割及び連絡体制がわかるもの。）及びその他業務に関して必要と認める書類を提出すること。
- (4) 本業務の推進に当たっては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、適切な対策を講じたうえで、実施すること。